

昭和二十六年五月二十八日(月曜日)午前十一時二分開会

○警察法の一部を改正する法律案（内閣提出・衆議院送付）

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。

本日は警察法の一部を改正する法律案についての質疑を続行いたします。法案につきまして逐條的に御質疑願いたいと思います。先ず一條ずつにいたします。政府委員の説明を求めます。

○政府委員(加藤陽三君) 最初の改正

○政府委員(加藤陽三君) 最初の改正の事項は、都道府県警察長を隊長に改めたことでございます。これは第三十條の改正と関連をするのでございまして、今までの三十條の規定におきましては、都道府県国家地方警察本部の長

(以下都道府県警察長という。)は、国家公務員法の規定に基き、警察管区支部長が国家地方警察本部長官の同意を有してこれを任命し、一定の事由により解任する。』ということが書いてございす。そうしてこの警察長におきましては、以下他の所におきましても、すべて都道府県国家地方警察本部の長な都道府県警察長と称しておるのでございす。これを今回提案理由の説明のときにございましたごとく、都道府県国家地方警察本部の長は、実質上都道府県国家地方警察隊を統轄しておるのでございますので、第三十條をさよふ趣旨に改めますと同時に、この法律中の他の所に出ております都道府県警

○委員長(岡本愛祐君) 加藤政府委員

に三十條をついでに説明して頂きたいと思ひます。関連していますから。。

○政府委員(加藤陽三君) 三十條の改正について申し上げます。警察法の一部改正(三十三号法律)で、即應員ナリ即應吏(三十三号法律)で、即應員ナリ即應吏

改正法案條文、照案を御覧頂いて御利
利かと存じますが、この五ページに……
下欄が現行規定でございまして、上の
欄が新しい改正案に載っております

る規定でございます。現行法におきましては、「都道府県国家地方警察本部の長（以下都道府県警察長という。）は、

国家公務員法の規定に基き、警察管区本部長が国家地方警察本部長官の同意を経てこれを任命し、一定の事由により罷免する。」となつております。今回これを上欄のごとく改めたいと思つ

のでございまして、即ち一都道府県民
家地方警察に隊長を置く。隊長は、国
家公務員法の規定に基き、警察管区本

部長が国家地方警察本部長官の同意を経てこれを任命し、一定の事由により罷免する。第一項は新しい規定でございしますが、第二項の内容は実質的に現行法と要らないのでございます。

第三項といたしまして「隊長は、都道府県国家地方警察本部の事務を処理す

○委員長(岡本愛祐君) 御質問ござい

○吉川末次郎君　今までに御質問も文部委員のかたからもあつたように記憶しておるのですが、蒸し返す意思はないのですが、この隊長という名前が非

うのですが、特に隊長に改めなければならぬ理由が、どうも我々に呑み込めないのですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(齋藤昇君) 前の機会にも御説明を申上げましたように、先ず現行法の第四條で、三方を超えない、国家

地方警察隊を置くというので、国家地方警察を総称いたしました警察隊とこういう呼び方をいたしておるのであります。府県にありますものを府県国家地方警察隊と、こういうように呼ん

でおるであります。その基は第四條の國家地方警察隊というところから法的に言いますとそう言う、こういう

たように考えます。それで実情を申し
ますと、この地方警察の運営、行政
その他の事柄につきまして、関係方面
からこの警察法成立以来指導を受けて
おるのでありますが、関係方面の指

導の方針は、都道府県の国家地方警察を警察隊と呼ぶ、その一番の長であ

を使つてゐるのであります。現実にはさ

響祭長と、それから響祭隊長と二つ名
 稱のありますことはあらゆる場合に
 不便を来たしますので、實際上の名
 稱に法律上の名稱も一つに統一をして
 頂くということが、事實上便宜である

といつたように考えますので、なお法文によりますと、只今加藤政府委員から御説明をいたしましたように、現在は沼田府県の警務本部の長であります。

す。ところがこれは実際上は都道府県警察の全体の長でありまして、単に本

都長といふことではなく、全体の長といふ意味合いから、その全体が警察隊と呼ばれておりますから、それで都道府県警察隊長というものが出来て来ておるわけであります。かような考えで改正案を提案いたしましたのでございまして、ま

○吉川末次郎君 今本会議開始のベル

が鳴っておりますから、本会議に入ることができませんように、暫らく休憩せられるように希望いたします。

○委員長(岡本愛祐君) ちよつと各委員に申し上げます。大蔵大臣が今来られます。

ます。大蔵大臣は十一時半からよそへ
行かなければならので、その間しか

「石川壽一君、只今のお話によめます

と、三万は国家地方警察隊、こういう名称はそういう規模の上に立つておると思うのでございますが、そういたしますと、警察職員或いは警察官でなく、警察隊員と、こういうような名称

を下まで流すことが非常に、只今体系を付けておるように感じますが、そろそろ点についてお考えはどうですか。

（政府委員（斎藤昇君）） 徹底いたしま

すと仰せの通りでありますが、併しな
がらさように徹底をいたしますること

も、只今吉川委員からお話がありました。たよるな点もありますので、そこらへんは非常に不徹底でありますけれども、あれこれ考え併せますと、そこまで徹底しないほうがよろうと、かように考えております。

○石川清一君 あれこれとおつしやるのは、特にあれというのはどれで、こ

れというのはどういふものですか。

○政府委員(齋藤昇君) 余りに大組織に徹底いたしますと、現在の實際の運用におきましては、やはり何といいましますか、従前の警察官或いは警察職員

こういふ呼び方から来る柔かい感じを
やはり或る程度保存をして置く必要が

ある、かように考えます。警察隊といふことに徹底をいたしますと、如何にも何といふか、民衆から離れてしまつたような、又非常に強い面を感じた上で出過ぎるとか、そこに徹底をいたしかねる面もあるのではないかと。

○石川清一君 只今のお話を承つておきますと、いわゆる治安の最前線にある国家地方警察職員は、自治体警察と同じような形でいいのでありますけれども、府県警察以上は、自治体よりも規模も大きいので、その優位といふ点から、そういうような上位にあるというお考えで、自治体警察を支配するのには警察隊長と付けたほうがいいというふうな、今までの古い国家警察的な考えを持っておられて隊長と付けたように受取れますが、この点について伺いたい。

○國務大臣(大橋武夫君) 政府としては、国家地方警察と、自治体警察というものは相互に他を指揮するといふような関係に立つものではないといふので、いづれを優位、いづれを下位といふような観念は全然持つておりません。ただその機能において多少違ふ。又規模において違ふといふことはございしますが、併し相互に独立のものでございまして、ただお互いにその使命とするところに従つておのの機能を営んで行く、決していづれを優位といふことは全然考へておらないのでございします。

○政府委員(齋藤昇君) 更に名称の点から申しますと、現在の都道府県警察長と言いますと、如何にも都道府県の自治警察を含めた全体の警察長であらうな印象を与えるのでありま

す。ところが警察長の長といふことになりますると、自治体警察はこれは含まないことは明らかでありますから、そのほうが私は却つてそういう印象を与えないのであらうと思ひます。

○石川清一君 それは私は逆を受取るのでありまして、警察長といふと、同じような立場にあるけれども、隊長と付ければその上位或いは優位に立つ、こういうふうに私には受取れる。或いは又一般に又そういうように受取れるように思ひますけれども、その点はやはり警察法の精神に則つておる点をどこまでも、事案の起きた場合でも持ち続けるというふうにお考えですか。いろ／＼の場合を想像して、こういうことが最終的にはいい結果が起きるのだと、こういうふうにお考えですか。

○國務大臣(大橋武夫君) この名称につきましても、私もこの名称によつて実質を變えるという考えは全然ないわけでありまして、又恐らく関係の多数のみなさんとせられましても、この名称の変更によりまして、只今御指摘になりましたような国家地方警察が優位の地位にあるというふうな感じを持つものではないというふうに信じております。

○吉川末次郎君 第十五條の二についてであります。……それでは第十五條の二を願ひます。

り、第十五條の二の第二項は第三十五條の第三項に相当する規定であり、第十五條の二の第三項は第三十六條の第一項本文の但書に相当する規定であり、第十五條の二の第四項は第三十六條の第二項の規定に相当する規定でございます。第十五條の二で新しく今までと變りました所は、今までは警察長のほか警視以下警部、警部補、巡査部長及び巡査といふのが警察官の階級でございしたのが、警視の上に警視正、警視長、次長、長官、これだけのものを加えた、これが実質的な変更でございします。あとは大体は現在の規定を踏襲して、ただ條文の体裁といたしまして、今までは第三十五條、第三十六條と二つのほうに規定してございしたけれども、警察官は前回の警察法の御審議の際の御修正によりまして、国家本部、管区本部を置かれたことになりましたので、その点を考へまして第十五條の二を前のほうに規定を設けることにいたしましたのでございします。

○吉川末次郎君 これも法務委員のほうから何か質問があつたように記憶するのですが、私これまた蒸し返すつもりではございません。私の十分記憶に残つておらんものですからお尋ねいたしますが、警視正というふうな、或いは警視長というふうな新しい名称と新らしい位階ですか、ランクを設けられた理由はどうか。それから旧警察のこゝろに段階の名称からいたしますと警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査となつて来たと思はれるのですが、大体において警視は委任官で、高等官があつた、警部は判任官その他は判任官待遇というふうな形になつてお

つたと思うのですが、現在の公務員法の規定によると、そういう公務員の分類といふか、クラシファイケーションといふか、或いはランクというふうなものからするとどういふことになりませんか。

○政府委員(齋藤昇君) 上のほうに新しく階級を設けましたのは、この前に御説明いたしました通り、現在の警察法では府県の警察官のランクだけしかきめておらないのであります。然るに法律では国家地方警察本部、管区本部にもそれ／＼警察官を置くことになつております。従つて長官を初め次長、それから各部長、各管区における管区部長というふうなところも全部警察官でありまうので、それらに該当いたします階級が法律の中にはないものであります。このような意味からいまして、上のほうは新たに階級を実際上設ける必要を生じておるのであります。以前は例へば内務省の警保局の職員はこれは警察官ではなかつたのです。今でいへば事務官でありまして、それから府県の警察部長はこれは府県の書記官といふことになつておつたのです。ところがそうしてその府県の警察部長である書記官以下のところは警察官としての階級を持つておつたのですが、今度の改正によりまして本部の一番のほうでつべんから警察官にしてしまふといふことになりました。従つて警察官としての職務執行をする権能を有するといふことになつておりますので、どうしても警察にはやはりこゝろに階級を設けて置かざるべしと、いろ／＼指揮命令等の関係も必要に応じて生じますから、かような必要

要からかような階級を置いたような次第でございします。今日の一般公務員のランクとの関係は他の政府委員からお答えいたさせます。

○政府委員(中川淳君) 警察官の階級と一般公務員との階級の関係でございしますが、現在の公務員の制度では、まだ職階法がはつきりしておりません、全面的にできておりませんので、これを共通にはかるものがない。先だつて昨年の夏まで一級官、二級官、三級官の関係がありました、これによりまして警察官も一級官、二級官、三級官になりまして一般公務員との関係を埋めることができたのであります。その点から申しますと一級官に当りますのが長官と次長と警視正、警視、警部、以下は三級に當つております。現在はそれ／＼のものもありませんので共通のものがないわけでありまして、大体そういうふうなものでございします。

○石川清一君 こういうふうに階級が明確になつて、指揮系統が正しくなつて行くといふことは一面好ましい面でありまうけれども、一方自治体警察の階級、或いはその機構の内容といふものを考へた場合、自治体警察における巡査部長或いは巡査といふものの声が、国警に比しまして昇進の途が非常に少ない、或いは試験を受けましても昇進する日にちが相当長いといふようなことが陳情に参つておりますし、いろ／＼そういう点を考へましてやはり国警の階級的優位性といふものが明確になりましたら、やはり末端における警察官の気持が變つて参りまして、やはり国警のほうが優位である、国警のほうが強力だといふふうになりがちだと

思うのでありますが、このような点は現在警察予備隊が作られて、こういう体系を付けておるのでありますから、むしろ国家地方警察が、この幅を少くしまして文官制度を明確にするほうがいいのではないかと思いますけれども、この点について、こういうような階級を明確にして行くに従つて弊害が自治体のほうに起きて来ないかどうかお伺いします。

○国務大臣(大橋武夫君) 実は十五條の二は非常に階級を殖やしたように見えますけれども、従来の警察官の階級を一層殖やしたという意味ではありませんので、従来は警察官としての職務執行の、仕事に携わる権限を持つていなかった人たちに新しく警察の執行権、職務執行の資格を与えると、こういう意味におきまして新らしく殖やしたわけでありまして、従いましてこれらの新らしく殖やした警察正、或いは警視長、次長、長官、こういう職務に相当する警察関係の職員は従来もあつたのであります。これを警察官の中へ入れずに警察官としての階級を与えていなかった、それに新らしくそういう幹部も又警察官としての新しい階級を付けた、こういう意味でありまして、特に従来の階級を一層殖やしたという意味ではない点を御了承を願います。

○委員長(岡本愛祐君) ちよつと石川君に申し上げます。大蔵大臣はGHQのほうへ行かれなければなりませんので……。

○国務大臣(池田勇人君) GHQではありません、ほかのほうへ……。

○委員長(岡本愛祐君) 時間が余りありませんので、一遍確かめて置きたい

と思うかたは……。

○相馬助治君 この際大蔵大臣に一点お尋ねして置きたいと思ひます。今回の警察法の一部改正法案が審議に供せられておりますが、この中に国家地方警察の定員が増加されることになつております。結局警察学校における者の五千人ということでありまして、増加されることになつております。そこで私も当初新聞その他の情報をも以て耳にしたところによりますと、三万人の増員であるとか、或いは一万五千人の増員ということが噂されたのであります。結局、結局いたしますところ、この今回提案されたような五千人の増員というところになつて現われて来ておりますが、大蔵大臣としてこれらの定員の増加に關しまして今までのような交渉を受けられたかという経過を大体承わつて置きたいと思ひます。ことと共に、この法案が成立いたしましたときには、これらの予算をどういうふうにする御予定であるかということ、この際念のために承わつておきます。

○国務大臣(池田勇人君) 国家地方警察の職員を増員につきましては、当初の折衝は聞いておりませんが、法務總裁より一万五千乃至二万という話がありました。その後一万人になりました。私は自治体警察との関係もありまして、一応三万人のうち五千人学校へ入つておられるからその分だけで我慢して頂きたい、こういうので五千人に落着いたのであります。それで今年度採用する五千人の経費につきまして、既定の予算を差繰りして行く考えでおるわけでありまして、而して補正予算を作る場合に補正したいと考えております。

○相馬助治君 この改正法案から見ますと、差当り五千人の増員というところになつておりますが、御案内のようには自治体警察のほうに定員制というものは廃止になります。そこで弱小自治体警察が住民投票によつてこの増員のほうに移り、そこでその分だけは国警が膨れ上がる、それから又一面自治体警察のほうからいたしますと、近代国家の発達過程から見ても、どうしても都市がいよいよ以て膨脹する、結論するところ都市を中心としたしております。自治体警察は、いよいよこれは膨脹いたしました、増員されなければならぬ必然的な運命におかれておる。そういたしますと大蔵大臣といひましたは当然この平衡交付金等においてこれらを見合ふものを支出しなければならぬ立場に置かれると、こゝろ我々は判断いたします。従つて今般のこの改正法案によつて、いわば警察官の定員制というものが殆んど空文に等しく、事実上どん／＼と殖やして行くというやうなことが懸念されるのでございしますが、これらに關しての財政を担当いたします主管大臣として何らかの御見解等がありましたら承わつておいて審議の参考にしたいと、こゝろ存じます。

○国務大臣(池田勇人君) 根本は、行政費を成るべく減らしたいというのが根本でございします。それによつて問題を考えなければなりません。従いまし国警のほうの要求を五千にためたのも、それによるのでございします。而して自治体警察のほうの定員がなくなりまして、これは御承知の通り住民投票によりまして自治体警察のほうを国警に持つて行く場合があります。そう

して国警に持つて行つた場合には、自治体警察のほうで、町村のほうは六人乃至八人くらいありますが、今この分がどれだけになつて来るかわかりませんので、一応定員を半分にしたのであります。国警の場合におきましても、従来町村におりました分をそれまで確保するかどうかという問題がありますので、今定員のこととはきめにくうございします。従つて私の考えをいたしましては、できるだけ警察員を少くして有効に使いたいという気持で行つておるのであります。従いまして私は自治体警察のほうに今の定員よりも、住民投票で国家警察に移ることを考えますと、殖やするということはないといふことを想像いたしております。

○相馬助治君 そうすると大蔵大臣といひましたと、総体としては国の警察官の数字は殖やないと、こゝろ見通しである。こゝろ御見解でございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) 殖やさないようにいたしたいといふ考えを持つております。

○相馬助治君 大蔵大臣の善意の如何にかかわらず、併し現実はこの今回の改正法案によつて殖やしますので、参考までに先ほど来のことを承わつたのであります。あととはまあ見解の相違ともなつて参ろうと思ひますので質問は一応この辺で打切つておきます。

○西郷吉之助君 この際大蔵大臣に質問いたしますが、御承知の通り今回のこの警察法の改正案によりまして、住民投票によつて自治体警察が国警に転換できるということでありまして、その際転換した場合に平衡交付金はどういふふうになるかという問題があります。

するが、これが途中で減らされるやうなことになるやうなところ、御承知の通り百九億を削つたのでありますので、非常に地方財政の上で各自自治体は困るので、この問題をばつきりしておきませんと、折角この警察法の改正案を出しましたも、国警に移管しないといふやうなことになるやうな、法務總裁の努力も水泡に帰するのじやないか、そういう懸念がありますし、自治体としても現在でも足らん平衡交付金でありますから、警察が国警に移るために平衡交付金が減らされるということになります。この点は先般大橋法務總裁にもしつこく伺ひました。この際大蔵大臣に伺ひますが、大橋法務總裁に對してこのことを伺ひましたところが、最初の法務總裁の御意見では、それはまだきまつていないといふやうな御答へでありましたので、それでは非常に困りますので念を押したわけでありまして、この点は誤りないやうに速記録をよつと読んで見ますが、大橋法務總裁の御答へには、自治体警察のために交付せられる警察費のうち、廃止せられる自治体に対する分を減額いたしまして、そして大蔵大臣の移用の措置によりまして、これを警察費の支出に充てるという方法を考へておつたわけであるが、今回の案におきましては、この條項は全然削除した。であるからすべて補正予算その他新たな予算的措置を必要とするといふことに相なつたわけである、そしてこれがために、自治体警察の経費に充てられるべき平衡交付金を半面において減額するかどうかという問題については決定をいたして

治体は非常にそれを不安に思つておりますが、その点はどういうふうにお考えですか。

○委員長(岡本愛祐君) ちよつと申し上げます。大蔵大臣はお急ぎのよう、御退席になるさうありますが、これで御退席願つてよろしくございます。

○西郷吉之助君 大蔵大臣に、この点實際伺いたいのですけれども、お急ぎのようですから申しませんが、この点は今大蔵大臣の答弁でわかりましたけれども、是非ともできるだけ新しい財源によつて、この補正予算を組まれるように、私はここに強く大蔵大臣に要望しておきます。これは以上申し上げせん。私は大蔵大臣に対する質問はこれで打ち切ります。

○高橋達太郎君 大蔵大臣にお聞きしたいと思つて、今度の警察法の改正で、実は五千人の定員の増員というところにつきましては、現在の情勢から見まして、我々としてはこれに對して非常に不満なのであります。併しなから法務總裁の説明を聞きますと、この近代国家といふものは、要するに人の問題もあるけれども、同時にその裝備の面が非常に大きな問題であつて、裝備の問題については、十分これは、今度は補正予算はできていないけれども、予算には出ていないが、大蔵大臣とも十分話合つて、さうして、これについては十分考慮しておるのだというのを聞いておるのでございまして、その点については、どうお考えになつておられますか。

○国務大臣(池田勇人君) 国家地方警察、自治体警察を通じて今度の法案が通過後には一府十三万人になるの

であります。戦前前の警察官の数とお

比べになりますと非常な増加でございます。東京府におきましては、五割以上の増加になると思つております。そこで二万人とか、一万五千人とかい

要求がありますけれども、国民の負担をできるだけ少くしようとすれば、できるだけ少い人で能率的にしなければいかんというので、私は二万人や一万五千人の要求を五千人に削つて、裝備の点について考えようじゃないかといふことは法務總裁に申し上げました。従いまして私はできるだけ人を少くして、裝備をよくして、その警察本来の目的を達したいというのが念願でございます。その方向に進んで行きたいと思ひます。

○高橋達太郎君 もう一点伺ひたいと思つて、大蔵大臣に、非常に大蔵大臣の答弁で満足したのであります。第二の点は、この委員会におきましても、待遇の悪い、従つて質の悪いところの警察官といふものが人数ばかり殖えて、これは氣違ひに双物を持たせるようなもので却つて悪い、従つて半面警察官の待遇、特に自治体警察との均衡をとつて、十分これが待遇については考慮すべきであらう、或いは住宅についても、その他諸般の物質的な待遇についても、このような話があるたのであります。この点について大蔵大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 給与、待遇の改善につきましては、大蔵大臣としては第一義的の問題として考へております。

おりますことと共通の面も非常に多いので賛成する点が非常に多いのであります。同じ内閣の中においても警察行政の担当者であるかたがと大蔵大臣とが、ひとり財政の面のみにおいてのみならず、警察行政の処理について、即ち片一方のほうは、ただ徒らに人員を増やして、官僚主義的な威容を誇ろうとするような傾向があるのに、片一方のほうは質的な向上を圖つて、さうして内容を質的に充実して行かうという考えを持つていらつしやるわけですが、そこでさういふ意見の相違があつて、最初の法務府或いは國警側からの二万人の増員といふものを五千人に減らされたわけなのであります。この五千人も我々は要らない、大蔵大臣と同じような基本的精神に基いて考へていられるわけですが、なぜ五千人をさういふ今のような考えから減らすとおしにならないのであるか。我々はもつと減らしにやつて、戦前の警察の数のことをお言ひになりましたが、少くとも戦前の警察官の数までお減らしになれば、より今のお考えが徹底するだらうと思ふのですが、その点についての御答弁を得たいといふことが第一点、それから第二点は、西郷さんからも今お尋ねになつたことに關連してあるのであります。あなたのお考えは大体は了解しておりますが、法務總裁及び國警側の御意見から言いますと、これを我々が多少惡意的に解しますと、あなたの申した率制的な意見がなくて、法務總裁等の意見が内を支配するものになりまして、國警の数をできるだけ殖やして、國警側の勢力を伸ばして行かうというお考えに立つていられるだらうと思ふのです。

が、その考えは、財政面から自治体警察に幾らでも圧迫を加えて行くことが、平衡交付金の減額をすれば、自治体警察は皆それを投げ出してしまふので、それから、平衡交付金の極端な場合、打ち切りをやれば、自治体警察は全滅してしまふような結果になるのであります。さういふことについての御所見を併せて伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) これは先ほどの答弁でもおわかりと思うのであります。自治体警察がどれだけ減るか見当がつかせん。私のよりどころがとにかく二万五千人の今の國警の突人員では或る程度足りない点があるのじゃないか。然らばどこに持つて行くか、今教育を受けておる人が五千人おりますので、それを合せて三万人と記憶いたしておきます。教育を受けておる五千人だけを入れて行きたかといふことで五千人にいたしましたのであります。而して地方の平衡交付金を減らせれば自治体警察はなくなつてしまふじやないかという議論は、これは架空の議論で、平衡交付金を国会でおきめになるときに、大蔵大臣が非常識に警察に對する平衡交付金を全部減らすといふことは、これはできるものじやございませぬ。又さういふふうなことをやつた場合におきまして、国会はそのときに適當に御判断を下さればいい。私はそのの要するものじやない。一度にすつとできるものじやない。やはり徐々に國家地方警察、自治体警察、こういふものを組合せて行かなければならぬ、こう考へておるのであります。

○吉川末次郎君 速記が、今のことに對しての……、大蔵大臣の誤まつた見

解は、私は吉田内閣の意見だと思つておりますから、資料として我々の参考にしたしませう。

○西郷吉之助君 先ほどの私の質問に對する法務總裁の答弁をお願いいたします。

○国務大臣(大橋武夫君) 只今大蔵大臣のお答へになりましたように、政府としては決定的な段階に至つておりません。私といたしましては、この地方財政平衡交付金というものが現在十分でないといふふうな実情であります。これを十分に承知いたしております。できる限り御趣旨に副うように努力いたしたいつもりでございます。

○西郷吉之助君 今に關連して、大蔵省主計局長が来ておられるので一点伺ひますが、今警察法の改正法案を審議中でありまして、御承知のごとく大蔵省においては警察担当の大橋法務總裁の二万五千名の案を五千名にきめたわけですが、今度のこの改正法案の内容は、自治警察が投票できめたら國警に変わるというふうな案であることは御承知の通りですが、その場合に平衡交付金の問題が出て来るわけなんです。大蔵省の事務當局と國警の事務當局との折衝の段階では、先に地方財政平衡交付金を百九億も削り、なおかつ起債を百八十五億も切つた発頭人、大蔵省は、特に地方の財政がそれでは困難を來たすといふことは一番よくわかつておられるはずで、我々の伺ひたいところは、自治体警察が國警に移つた場合には、理論上言ふならば減らすこともできるのですから、今理論上できるからといつて、この際二十六年度の平衡交

付金を国警のほうに返すというふうな
ことになりまして、地方の財政はこ
でもやりくり算段ですから、重大なる
増徴に乗り上げるわけですが、その点
は大蔵省の他に伺つておりますが、国
警の事務当局のほうでは、大蔵省事務当
局と折衝の段階では、そういうことを
しない、地方の財政の困難はよくわか
つておるから、飽くまでも新たな財
源に基いて補正予算でやるのだ、そう
いうふうに向つておられますが、その
ほうの元締たる河野主計局長に、その
点はさうに考えていいのか、全然平
衡交付金に手を触れないで、新たな財
源に基いてこの法案によつて出て来
るところの自治体から受けたところの
警察の予算はそれとやる、決して平
衡交付金を減らすようなことはしない、
そういうふうに考えていいのかどう
か、実際の折衝では大蔵省はどうい
うふうに考えておられるか伺いたいと思
います。

○政府委員(河野一之君) 自治体警
が、国警に移管に伴います地方の財源の
問題について、国警当局と交渉いたし
ている筋合いは実はないのでございま
す。私は地方財政委員会の折衝の問題
だらうと思ひます。現在平衡交付金の
配分の基準になつておられますのは、自
治体警察におきましては一人当り十七
万円というところで平衡交付金の配分が
なつてゐるのであります。そのほか固
有の税収もございまして、大体二十
万円程度実問題として自治体警察が
お使いになつてゐるのじやないか。若
し市町村警察が全部国警に來るとい
うことになりまして、約一万九千、大体
二万人程度でありますから、四十億程
度の財源が増加するという問題の余地が残

るわけですが、差当り今年度
の問題といたしまして、どの程度の自
治体警察が国警のほうに移管に相成り
ますか、その点はまだ投票の結果等を
見なければわからないのであります。
が、或る程度來るといたしまして、そ
の財源をどうするかという問題であり
ますが、これは一応理論上は当然地方
の財源として置くので平衡交付金
の問題に及ぶのは当然であります。併
しこの議会の当初におきまして、地
方財政の実情等にいていへば、御議
論がありました。私どもの見方と或い
は地財委或いはその他の考え方が
いろいろ違ふ点もございしますが、そ
ういつた実情を見てはよく考えて見た
い、特にこれはまだ程度の問題であり
ますが、現在の地方財政は府県に非常
につらく、市町村のほうはこれに比較
して割合に事情が違ふのじやないか、
そうしてこの負担の軽減なるのは町村
のほうでありますので、そういう関
係も考慮しつつ増額をどうするか、或
いは配分をどうするかという点につ
きまして地方財政委員会と十分相談して
善処して参りたいという考えでおるわ
けでございします。

○相馬助治君 先ほどの大蔵大臣の答
弁に連関いたしまして法務総裁に尋ね
ておきたいことがございします。同僚高
橋、西郷、吉川委員の質問に答えて大
蔵大臣の申しましたことを要約いたし
ますと、定員を増すこととさること
ながら、それよりも近代警察整備とい
う建前からすると給与、それから装
備、これらのものを考へて行くとい
うのが本筋であるという意味の答弁がな
されております。そこで私は法務総裁
にお尋ねしたいことは、それは言ひも

の給与も上らない、装備もなか
うまく行かないから質の不備を量で以
てカバーせんとして止むを得ず五千
人、当初は二万人であります。ま
あ或る程度の増員せんとされた
のであるかどうか、率直に答へ願
ひたいと思ひます。第二点は、この法
案が成立いたしますと、実は警察の
定員というものはなくなつてしまふ。具
体的に言ひますれば、自警からどん
どん国警に流れ込む、そしてこの流れ
込ませることが又可能である、財政上
のやりくりによつて地方財政を圧迫し
て参りますれば、これは市以外の市町
村の自警といふものは全部これは全滅
するといふことは明らかであります。

それから第二に、自治体警察の定員
制を廃止いたしました、これを自主的
に各自自治体の決定に委ねました結果、
無限に増加するのではないか、こうい
う御見解に基く御質問でございします
が、或るほど法律的にはさういふ建前
に相成つておりますが、併しながら警
察といふものは、やはり治安の必要に
基いてできるものでありまして、如何
なる自治体におきましても、必要以上
の警察を備えようといふことを考へる
ことはあり得ないのでありまして、こ
う存するものでありまして、おのずから
妥協なところを持つて行くべきであり
まして、さうしてそれは大した、無限
というふうな言葉に相当するような増
加を示すことはあり得ないと、こう考
えております。

○相馬助治君 この増員の問題は極め
て大切なことでありますから、前の委
員会でも質問したことでありまして、
繰返して法務総裁に一つ承つておき
たいことは、法務総裁は今度の改正案
で先づよろしいので、根本的な改正を
考へていない、こうおつしやつたので

をすれば、今度の改正案がいけない
という建前をとつて質問しては私に
対しまして、この答弁は私を満足せし
める傾向を持つものであります。本
來警察の目的を考え、同時に治安を維
持するといふことは国家の任務である
といふことを考へて参りますと、実を
申せば、このようない部改正を以て糊
塗するといふことに対して、私は大き
な疑問を持つておるのでございします。
具体的に申しますならば、敗戦後日本
がこの警察制度をアメリカの指導によ
つてなした。アメリカのやることがみ
んな民主的であると、今日日本国民の
一部に錯覚を起しておるが、それはそ
うでもないことであるといふことはも
う誰しもわかつております。で、警察
の本来の目的から申しますれば、警察
の機能は円満に而も効率的に行なわれ
るような制度でなければならぬ。そ
ういふ建前を取るならば、予備隊であ
るとか、自警であるとか或いは国警で
あるとか、さういふ複雑な三本建とい
うようなことはこれは我々の取らざる
ところでありまして、さういふことも警
察そのものから考へて参れば考え出さ
れるわけでありまして、従つて私は法務
総裁の見識として、財政上の観点で以
て今般五千人の増員にとどめたのであ
ります。が、事實はさうであるといふよ
うなことが、或いは又整備を充実する
といつても、なか／＼国家財政が許さな
いから人数を増せといふことも啓蒙的
な、教訓的な意味で発議して、この改
正法律案を出すことによつて将来の一
つ拾石にしよとするのであるか。具
体的に申しますならば、当然警察予備
隊、自警、国警の三者を勘案した根本
的な警察法の改正といふものが私は近

○国務大臣(大藏武夫君) 大蔵大臣と
国警の定員の増加の問題につきまして
いろいろ相談をいたしておられます
が、警察力の強化という意味におきま
して、人員を増やすといふこと、これ
も一つの方法である、又整備を強化い
たし、さういふことも一つの方法であ
りまして、いろいろ実情に即応して協
議をいたした結果、先ず最小限
度どうしても増員しなければやつて行
けないという部分だけはこれは認め
る。さうしてそれ以上の増員は、増員

をすれば、今度の改正案がいけない
という建前をとつて質問しては私に
対しまして、この答弁は私を満足せし
める傾向を持つものであります。本
來警察の目的を考え、同時に治安を維
持するといふことは国家の任務である
といふことを考へて参りますと、実を
申せば、このようない部改正を以て糊
塗するといふことに対して、私は大き
な疑問を持つておるのでございします。
具体的に申しますならば、敗戦後日本
がこの警察制度をアメリカの指導によ
つてなした。アメリカのやることがみ
んな民主的であると、今日日本国民の
一部に錯覚を起しておるが、それはそ
うでもないことであるといふことはも
う誰しもわかつております。で、警察
の本来の目的から申しますれば、警察
の機能は円満に而も効率的に行なわれ
るような制度でなければならぬ。そ
ういふ建前を取るならば、予備隊であ
るとか、自警であるとか或いは国警で
あるとか、さういふ複雑な三本建とい
うようなことはこれは我々の取らざる
ところでありまして、さういふことも警
察そのものから考へて参れば考え出さ
れるわけでありまして、従つて私は法務
総裁の見識として、財政上の観点で以
て今般五千人の増員にとどめたのであ
ります。が、事實はさうであるといふよ
うなことが、或いは又整備を充実する
といつても、なか／＼国家財政が許さな
いから人数を増せといふことも啓蒙的
な、教訓的な意味で発議して、この改
正法律案を出すことによつて将来の一
つ拾石にしよとするのであるか。具
体的に申しますならば、当然警察予備
隊、自警、国警の三者を勘案した根本
的な警察法の改正といふものが私は近

あります。が、今度の改正案がいけない
という建前をとつて質問しては私に
対しまして、この答弁は私を満足せし
める傾向を持つものであります。本
來警察の目的を考え、同時に治安を維
持するといふことは国家の任務である
といふことを考へて参りますと、実を
申せば、このようない部改正を以て糊
塗するといふことに対して、私は大き
な疑問を持つておるのでございします。
具体的に申しますならば、敗戦後日本
がこの警察制度をアメリカの指導によ
つてなした。アメリカのやることがみ
んな民主的であると、今日日本国民の
一部に錯覚を起しておるが、それはそ
うでもないことであるといふことはも
う誰しもわかつております。で、警察
の本来の目的から申しますれば、警察
の機能は円満に而も効率的に行なわれ
るような制度でなければならぬ。そ
ういふ建前を取るならば、予備隊であ
るとか、自警であるとか或いは国警で
あるとか、さういふ複雑な三本建とい
うようなことはこれは我々の取らざる
ところでありまして、さういふことも警
察そのものから考へて参れば考え出さ
れるわけでありまして、従つて私は法務
総裁の見識として、財政上の観点で以
て今般五千人の増員にとどめたのであ
ります。が、事實はさうであるといふよ
うなことが、或いは又整備を充実する
といつても、なか／＼国家財政が許さな
いから人数を増せといふことも啓蒙的
な、教訓的な意味で発議して、この改
正法律案を出すことによつて将来の一
つ拾石にしよとするのであるか。具
体的に申しますならば、当然警察予備
隊、自警、国警の三者を勘案した根本
的な警察法の改正といふものが私は近

く。」「どういふことになつておりまし

す。現在東京の警視庁でも或いは大阪の警視庁でもこの階級をすてにお使いになつております。東京の警視庁でも、警視總監、その次には警視長、警視正、もうちやんと使つてその通りやつておられるのであります。

○委員長(岡本愛祐君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて下さい。ほかに御質問ございませぬか。それでは一点私からお尋ねしておきますが、連合委員会が誰かからお聞きになりましたが、長官、次長を警察官の中に入れた理由、それから十五條はそのまゝになつておるんです、十五條の第一項に「次長一人、部長五人以内、警察官その他所屬の職員」とあるが、次長は外に出てゐるに思ふのですが、それとは別のものであるかどうか、それらの点についてはつきりしておいて頂きたい。

○政府委員(齋藤昇君) 長官、次長もこの第四條にありますが三万人を超えない警察隊といふ中に入つております。これは入らざるを得ないのであります。従つて長官、次長も警察官、これはこの法律施行の当初からさうに取扱われております。従つて今までは長官、次長といふのは警察官であつて、そして一つの階級である、同時に職名である、かように解釈をいたしておるのであります。次長も階級であり、又同時に今までの流の考え方では職名である、こゝういふふうに考へております。

○委員長(岡本愛祐君) それじや部長五人以内といふその部長は職名だけで

○政府委員(齋藤昇君) 部長は職名だけでございませぬ。ほかに御質問ございませぬか。それでは次に移ります。

第十九條に次の一項を加える。

○政府委員(加藤陽三君) 第十九條の改正でございませぬが、第十九條は警察学校の規定でございませぬ。現在の規定によりまゝと「各警察管区本部に管区警察学校を附置する。管区警察学校は、国家地方警察の新任及び現任の警察職員及び要求のあつたときは自治体警察の新任及び現任の警察職員を訓練する。」その次に、「管区警察学校及び警察大学校は、国家地方警察がこれを維持し運営する。」こゝになつてゐるのではありません。それで今度は更に一項を追加いたしました。「管区警察学校及び警察大学校に在籍する警察官は、五千人を限り、これを第四條第一項の定員の外に置くことができる。」こゝういふことは、先般の御質問によりまして大臣は、先般の御質問によりまして大臣は、第四條第一項の定員と言ひましたのは、今も長官から説明いたしました国家地方警察の警察官三万人という規定でございませぬ。この三万人の定員のほかに五千人を限つて管区警察学校及び警察大学校に在籍する警察官を置くのであるという趣旨の改正規定であります。

○吉川末次郎君 数の問題については先ほど大蔵大臣から説明を聞きましてが、揚げ足取りなんかいたしません、ただ大蔵大臣は最初二万名の増員の要求があつたけれども、整備の充実を期することによつてそゝういふ増員をする

必要がない、丁度私たちが先般申し出ておりましたのと同じような基本的な観念に立つておるといふことを見たのであります。閣僚の一人が一人財政的な面に、勿論大蔵大臣であるから偏しておるのであるかもしれませんが、全く對蹠的な見解に立つていらつしやうと考えなければならぬ。それについては先ほど大蔵大臣に言ひましたやうな、我々と共通する増員の必要なしという見解、それについてもう一度法務總裁からの見解を承りたいと思ふのであります。法務總裁のごとく二万名必要であるといふことを要求せられて、そ

して我々に答へました大蔵大臣のやうな基本的観念に立つて整備の充実をえして置くのならそれでいい、こゝういふことではだん／＼妥協されて、結局のところ五千名で落付かれたといふやうなことは、何か初まりから言つてゐるものが極めて懸念であつたやうな、それこそ大阪商人の御値のやうな感じがするのであります。そゝういふことも併せて一つ御答弁願ひたいと思ひます。それからもう一つは、これは自分で調べておるべきであるのであります。御提出になつておる資料の中で調べればわかるかも知れませんが、今日十二万五千名といふ警察定員になつて、これを十三万に増やそうとしていらつしやうなわけですが、この警察法制定案前の日本の警官の数を、一つ正確に詳しく増加されて行つた極く概略を年次別にこの際一つお示を願ひたい。

○國務大臣(大藏武夫君) 第一の点についてお答えを申し上げます。大蔵大臣の先ほどの御答弁におきましては、二万の増員の公安委員会の要望に對し

て、これを五千人に削減した、こゝういふふうに申したのであります。表面的にはその通りでございませぬが、実は更にこれを詳しく申し上げますと、当初におきます公安委員会の考えといひましては、基礎定員において二万名を増員いたしますと同時に、自治体警察を収容いたしました際に、自治体警察はその半数以内を附加定員として認めよう、こゝういふ考え方をいたしました。これに對しまして、今回決定案として法律案の内容をなしております考え方は、基礎定員において五千人を増加をとり、同時に、自治体警察より収容いたします場合に、自治体警察の現在員数そのまゝを附加定員に加えて行こう、こゝういふことになつておるのであります。自治体警察の増止といふことが全然ない場合に、おきましては、これは確かに一万五千削減になるわけでありませぬ。併し自治体警察が法律の規定に基いて増止を認められておられますもの全部がごとごとく増止された場合におきましては、約五千人だけ削減された結果になるわけでありませぬ。恐らく實際実行に當りましては、この一万五千と五千の間のどこかで納まることと存じますが、それにしてしまつても、實上当初の計画より増員が減少したとおすることはこれは事實でございませぬ。この減少に對しては、行政の考え方といひましては、行政整理等が一方に考へられておられます際、単に警察のみ増員をするといふこととはこの際適當ではなからう、それよりもむしろ増員を最小限度に圧縮いたしまして、その代りといひまして給与の改善なり、或いは整備の充実と、こゝういふことを圖ることによつて警察の

能率を増進しよう。こゝういふ考えにまきまつたわけでありまして、現在におきましては、政府といたしまして、殊に私といたしましては、大蔵大臣のそゝういふ考えに全く同調いたしました次第であります。第二の点につきましては、政府委員からお答えを申し上げることにいたします。

○政府委員(齋藤昇君) 新警察法を足いたします当時の員数は約九万五千である、こゝういふおつたのであります。その九万五千を自治体警察の定員として新たに国家地方警察三万といふことに相成つたわけでありませぬ。これを年次別に定員と定員がどうなつておるかといふお話でございませぬが、こゝに持つておきます資料で申し上げますと、大正十三年のときには定員が五万七千九百六十四、実員が五万六千四百一十一、こゝういふのであります。これが御承知のやうに警察官は府県で大体定員をきめて増して行くことになつておりましたが、年々増加をいたして参りまして、昭和二年には六万八千五百三十三人、実員が六万六千二百五十八人、昭和十年には六万六千八百七十八人、実員が六万四千九百九十一人、それからその後だんだん増え参りまして、昭和十六年には定員が九万人になつております。このときの定員が八万二千二百三十六人、まだ定員が十分満たされてゐなかつたやうであります。そゝういふわけになりまして、戦争中も又だん／＼増えまして、昭和二十年、戦争終了の年には定員が九万三千九百三十三人、実員が九万六千八百十名これは定員を実員がオーバーしておるのであります。、底

いたして参りました、その場合定員外に置く計らいが法律上ありましたが、実際の定員よりも実員が九万六千に達してゐる。こういう状況で新警察法に入つたわけでありませう。

○吉川末次郎君 詳しい御説明甚だ結構ですが、今御答弁願つたようなことを、我々聞いておる資料のどこに載つておるか知らして頂きたい。それからこれも或いは私見と言われれば、意見の相違と言われれば何ですが、先に大蔵大臣の答弁に関連してのどなたかの質問に対して大橋総裁は、警察力の増加には、先ず第一には人員を増加すること、そして第二にはその整備を充実することであるという御答弁で、そういう御表現のお言葉があつたのでありますが、ともかくも現在のところの改正案とは五千人の相違で、パーセンテージにいたしますと、必ずしもそれほど大した増員じやないものであります。そうした僅かばかりのパーセンテージの数の増加を図るということよりも、現在でも十二万五千の警察官があり、国家警察が三万あるものでありますから、第一義的に整備の充実を図つて行くということが、こうした五千人の増員よりも先でなければならぬ。整備の充実のほうが、こういうような五千人の増員よりも警察力充実のためには先行しなければならぬというように我々はどうしても考えざるを得ないのであります。もう一度一つそれについての法務総裁の見解を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 誠に御尤もな御説とは存じますが、現実の問題といたしまして、現在国家地方警察におきましては、一定の計画に基づいて

定員を配置いたしておるのであります。そうしてこれらの配置せられたる部署におの／＼がついて、おの／＼の職務が予定されておるのであります。が、併し現在の事情は、在学をいたしておるもの留守の間に、その部署を代つて守るという人がないわけでございます。それでどうしても警察の運営のために最小限度これだけの定員を増加したい、こういう趣旨でございます。勿論学校に入つておられますということは、これは常時五千人程度の者が交代しながら入るわけでございます。それから、国家地方警察におきましては、あらかじめそれだけを差引いた残りを以て部署を編成するということが考え得るところでございます。併し何分にも国家地方警察の受持の範囲というものが非常に広大な区域に亘つておりますし、且つ又農耕地帯でございまして、その配置も非常に広い範囲に亘つて稀薄な位置をいたしておられますので、これを一層整備いたしまして集約的に人を配置するということが事実実行に困難があるわけでございます。今回止むを得ずこの五千人を増員し、もとよりこの増員をいたしましたところで、なお警察力はこれを以て完全なりということではできませんので、これに對しましてはできるだけ整備を充実するというによつて補ひをつけて参りたい、こういう考えでございます。

○吉川末次郎君 從來とも警察官の学校のようなのは昔から私はあつたと思つております。名は警察官講習所と言ひましたが、何だかそういう名だつたと思ひますが、そういう学校に絶えず入れて訓練をするということは昔からのことなんで、今に始まつたことではないのでありますから、何か学校に入つておる者だけを定員の除外員数に置くというよりは動機が極めて便宜的な、真意がそういうところ以外にあるというところを感ずるのであります。もう一度そういう私の申し上げることに ついての御答弁を願ひたいと思ひます。それから第二には、今の私の御質問申上げてゐることに的確に該當してないものであります。結局こうした定員数の僅かのパーセンテージの増加というよりも、整備の充実のほうに先行すべきものであると考へるのであります。見解について数を増やすということをあなたは先行すべきである、そのほうがよほど充実のためには、それはのうが大事だという御答弁が先ほどあつたのであります。私はそれは整備の充実の次に考へるべきものであるというところについての明確な御答弁を願ひたいと思ひます。それから資料のことについての御答弁を願ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 警察の学校というものはこれは昔からあるわけでありまして、警察法施行以後におきましては、特に新しく大規模に警察官の現任教養、即ち職務に従事しておられます者の再教育ということが行われたのでございまして、この点は從來の旧警察時代にはなかつたことでございます。勿論旧警察時代におきましても、新しく警察官を拜命いたしまする前において相当期間の教養を受け、それから又階級が上がる場合にその上る候補者の人たちが上の階級の準備のために教育を受けていたということはございまして、今日のごとくすべ

ての警察官につきまして定期的に長期に亘る再教育をいたすということはなかつたわけでございます。この点は昔の警察の配置とは異なつて来ておるのであります。それから整備を第一にするか人員の増加を第一にするかというお尋ねでございますが、これはその場合の事情によりまして、どちらを先にするかということについての考え方があろうかと存じますのであります。が、このたびの増員につきましては、少くとも必要な部署に配属すべき人がないのでございまして、これを増員によつてできるだけ補充をして配属をして行くということが先である、こういう意味におきまして、これを増員するといふ措置に出でようと思へておるような次第であります。

○政府委員(齋藤昇君) 只今の資料の点でございまして、新警察法になる以前の各年次における定員、実員のこの資料は配付してありませんから、なお、従前の警察講習所の生徒はやはり定員外になつております。

○石川清一君 只今まで承つておりますと、何も「管区警察学校及び警察大学に在籍する警察官は、五千人を限り」という文句を付けないで四條において三万人を三万五千人にするのと改正したほうが簡単でいいと思うのですが、それでは運営の面にどこか困難があるかということですか。それからここに管区警察学校は第十九條で明記されておりますし、警察大学は第十四條で明記されております。更に第三十四條で「都道府県国家地方警察に都道府県警察学校を附置する」と、こういうふうに同じような事項が入つておりますが、この中に府県単位の警察学校

を含めなかつたのはどういふ理由ですか。これはこの法律で行きますと当然強制的に学校を持たなければならぬようになつておりますが、この現状についてお伺ひして置きます。

○政府委員(齋藤昇君) 第一の点はまさしくおつしやる通りでございます。併しながら今度のこの法律の考え方、国家地方警察の実動員を三万人にして置くという考え方でございます。従つて大学及び管区学校に入つてゐる警察官が、五千を割つた場合にはそれだけ減らなければならぬ。或いは警察大学や管区学校をやめてしまふという場合には、この五千人というものは定員に置けない。やはり含めるといふ場合に、実動は併しいつでも三万人を確保して行く、こういう考えであります。それから府県の警察学校は、これは国家地方警察としましては現在初任教養をやつておるのであります。そして、巡査見習生を教養いたしまして、そして一人前の警察官にするまでの教養をやつております。現在警察官といふものの現任教養は警察大学及び管区学校でやつておりますが、これは現任教養の学校でありますから、この二つに限つたわけでございます。

○石川清一君 実動定員を重点に置かれてこういうような條文をとられ、これに基いて警察の行政が行われるとわいしますが、現在までに何人警察官を教育が終り、一通りの教育を終るのにどのくらいの年数がかかるか。

○政府委員(齋藤昇君) 巡査、巡査部長の現在教養は一年で一回転をする。昨年までは二カ月間交代になりまして一年間で終えております。それから警部補、警部、警視というところになりま

すると、ちよつと一年間では終りがた
い、一年半くらいか。そうして一
回だけ現在教養をやればよろしいとい
うのはありません。毎年々々やはり
新しい時代の歩みと共に、警察の技
術或いは知識といふものも進んで参り
ます。し、絶えずやはり短期間であつ
ても教養を続けるほうがよろしい、か
ように考へております。今後もずつと
現在教養を進めて参りたいと考へてお
ります。上級の警部補それから警視に
至る教養もできるだけ、一年に一回転
のできるようにいたして行きたいと考
へております。

○石川清一君 只今のお話を承わつて
おりますと、実働定員はどこまでも
三万と明確にいたしまして、この教養
の施設が恒久的に治安の状況や時代の
変遷と共に存在を續けて行く、こうい
う場合にはこういう條項を除きまして
明確に教育の施設といふ條項を入れな
ければならぬと考へますが、そういう
ような点についてはこれで將來いいと
お考へになつておりますか承わります
か。

○政府委員(齋藤昇君) 只今のこの法
律は私が申し上げましたような建前で作
られておりました、先ほど法務總裁か
ら説明もありましたように、以前には
この管区学校という警察官吏の現在教
養のみを目的とする施設はなかつたの
でございまして。今度設けられましたの
はそういう趣旨で設けられたのであり
ます。

○吉川末次郎君 先ほど来大橋法務總
裁から増員が裝備の充実にいふこと
について御答弁を承わりました、政府
の御意向は大體了承いたしましたのであ
りますが、そのときに私は裝備々々と申

しました、裝備といふことはあとか
ら考へて見ますと、必ずしも的確で
はなかつたと思ふのでありまして、結
局量よりも質の向上といふ言葉で申上
げたほうが私の意を十分に現わすこと
になるかと思ふのであります。即ち国
家地方警察及び自治体警察間、或いは
自治体警察相互間におけるところの協
力關係の緊密化といふようなこと、或
いは裝備の充実にいふ言葉に現われて
いるようなこと、或いは科学的捜査方
法の研究といふような、警察行政の実
際についての科学的研究をもつとレベ
ルを高くするといふこと、或いは又警
官の待遇をよくするといふこと、そう
いうようなことすべてを意味してある
ものであるといふことを、もう一度前
の裝備の充実にいふ言葉を訂正する意
味において申し上げて置きたいと思ふ
のであります。併しそれに対する御答
弁は大体繰返しまして同じことである
と思ひますから、御答弁は要求いたし
ません。それから年次別的な日本にお
ける警官数の増減のことにつきまして
は、私が今質問いたしました切めて私
は承わることができたのであります
が、これはこの改正案につきましては
最も基本的な我々の判断の重要な資
料としなければならぬものであると
考へるのであります。大体におきまし
て、日本の国民の経済生活の程度は、
戦前の昭和十一年頃の日華事変が起り
ましたときぐらゐを標準にして、いろ
いろな経済政策が今日考案せられてお
るのであります。そのときには先ほ
どの齋藤長官の御答弁によりますと
と、警察官の定員数は六万六千八百七
十八人といふようなことで、現在の十
二万五千の半ぐらゐであります。そ

れで十分に警察行政が行われているの
が、更に又今度その倍になつておる
のを更に五千増やすといふことはどう
も我々會得が行かないのですが、併し
この数字は極めて必要な資料であると
考へますので、私は御答弁の途中で
きただけこへ書取りましたけれど
も、更に明細に、又明確を期するため
に、多分會期が五日間延びるというこ
とが大体公算が極めて大なのでありま
すから、今日本會議にかかりまして
も、又あとで我々の有用な資料になる
のでありますから、もう少し詳しく先
ほどお述べ下さいました年次別的な警
官の定員数と当時の実員数とをもう少
し詳しく書いて、そうしてそれが当時
の日本の人口に對比してどういふ割合
になつておるかといふこと、それから
若しできまするならば現在の自治体警
察の管轄区域内と国家地方警察の管轄
区域内等に分けてそれを對照して、
年次別的なわかつたように若しできま
すならばして頂きたい。併し非常に時
間がかかりますようであるならば、そ
ういふものを作成して遅れても出して頂
きたい。それから諸外国との比例、即
ち諸外国において、例えばアメリカな
らアメリカにおいて、或いはイギリ
ス等においては人口何人に對して一人
の警察官が置かれておるかといふよう
な比率、そういうようなものを明細に
して一つ年次別的に至急作成して各委
員の手許に配付しますように委員長
からお運びをお願いしたいと思います。

○委員長(岡本龍吉君) 只今吉川委員
から御要求のありました調査表を成る
べく至急お出しを願ひます。内容はわ
かりましたね……。

○竹中七郎君 私はいふこの十九條と

はちよつと違ひますが、大体これに關
連した人員の問題でありますからお伺
いたしますが、実働といふのは現場
に働く人も事務をとる人もこれは混ぜ
まして実働と申されておるようには感
じますが、これは警察官のうちで本當に
実働して現場に出られるといふような
人、事務的或いは監督的になられる
人、階級で言いますならばどこらへん
がそういうことになるか。必ずしも警
部の人でも或いは警視正の人でも出ら
れるかも知れませんが、大体その点
におきましてどういふパーセンテージ
になつておるのでございませうかとい
うことを伺ひたいのであります。そ
れからこれに今の吉川さんの御質問と
も内容はちよつと似ておるかも知れ
ませんが、實際終戦後におきまして人
權の尊重、或いは刑事訴訟法の改正
或いは事件が非常に多くなつた、こ
ういふような關係はどんなふうになつ
ておるか、そのために警官が今までは
權を無視してどん／＼と引張つて調べ
たから非常に人数が少くてもできた
が、それがそういうことがないとい
ふと、今のまだ訓練せられぬ警察官が
權を非常に尊重するために人が余計要
る。民主化された民主化とその現実と
は離れておるといふような観点から私
にはちよつと見えるのでございませ
うが、この点につきまして今までは十
五人の実働警察官をやつたのが、今では十五
人くらい、そうすると、五〇%となる
が、仮に三〇%余分に要る、こうい
うようなお答へが願ひたいのでありま
す。それを先ず第一に伺ひたいと思
ひます。

○政府委員(中川清君) 實働の警察官
のパーセンテージがどのくらいかとい

うお尋ねでございしますが、このたびの
改正に關連いたしました実働警察官、
實働警察官と申しておりますのは、学
校の教養施設に收容されておる警察官
と、いない警察官、第一線におる警察
官のことを実働警察官と言つておるわ
けでございしますが、只今のお尋ねはそ
の警察のランクによる実働はどうい
うにお尋ねのように伺ひますが、その
点でお答へいたしますと、いろ／＼な
ランクで考えましたり、或いは本部勤
務の者は実働ではなくて、警察署以下
の勤務の者がこの実働だ、そういうふ
うにも考へられます。併しランクで申
上げますと、丁度手許にパーセンテ
ジをとつたものがありませんので申上
げます。尤もこれは國警ができた当初の
パーセンテージで少し變つております
が、大した異同でございせん。大体
警察の第一線は巡査と巡査部長であり
ますが、この合計が七九・七、丁度八
割までが巡査、巡査部長。それから警
部補以上が二〇・三、大体二割、こん
なことになつております。もつと詳細
にもございしますが、大体このくらいで
あります。

○竹中七郎君 それから今の問題です
が、人種擁護とか刑事訴訟法や何か
が改正になりまして、そのためには昔の
警察官と同じでいかうかといふこ
とを長官にお尋ねいたします。

○政府委員(齋藤昇君) 刑事訴訟法は
勿論、殊に人権尊重といふ面から警察
の職務の執行といふことに相成ります
と、どうしても以前よりは大幅の警
察官が必要になるというふうなことは
これは當然なことでありまして、ただ
我々にはできるだけそれらを、今吉川委

議の面とそれからもう一つは科学的捜査の方法及びその設備というものと相対たなければならぬと考えておりますけれども、手数が以前よりも非常に多くなつて来たといふことは、これは否がたい事実であります。

○竹中七郎君 それでも一つお伺いしますが、これは国警長官のほうで大体おわかりになると思いますが、自治体警察ができて、今までは県の警察本部でやつておりましたから、只今の巡査部長、警部は違いますが、実際小さい自治体警察がたくさんできた。そうするとそこで実働といふんですか、広い範囲でなく狭い範囲で実働の人と現場の関係が相当違つておると思ひます。そのパーセンテージはどれくらいになるかといふことはわかりませんか。終戦前とあとにおいて自治体警察についてどれくらい違ふか。

○政府委員(中川澤君) 大体こんなことではないかと存じます。小さい警察署は最低六人乃至七人でありまして、これはお聞きのように警察長と主任級と第一線と丁度半々くらい。或いはむしろ頭のほうが多く、第一線の巡査は二人くらいといふような所もありまして、それから大きくなるに従つてピラミッドの底辺が非常に広がる。と申しますのは、大都市の警察署におきましては交番勤務、最近では交番は廃止してパトロール・システムになつておりますが、それにいたしましたも実際には管轄を持つて歩く警察官が非常に多い。こういう警察官たちは三部制乃至四部制をとつておりました、一つの部署を三人乃至四人で持つております。そういうわけでありまして、国警のほうでは駐在所勤務でありまして、一

つの部署に一人しかいないといふようなことで非常に違つております。自治体警察の大警察署におきましても、監督者、殊に本部のほうの幹部の者はも二部制などをつとておりませんで、完全なる一部制でありますから、下のほうだけ三部制四部制をつとて非常に人数が多い。そういう関係にあつてこの正確なパーセンテージは存じませんが、東京、大阪の警視庁あたりは巡査が非常に多いパーセンテージを占めてゐるといふことが想像されるのであります。

○竹中七郎君 それから六大都市の警察官といふのは戦前より大体パーセンテージはどれくらい殖えておりましたか。この点を一つ伺つて置きたい。

○政府委員(中川澤君) 正確な数字は存じませんが、東京警視庁が大体倍くらゐになつてゐると思ひます。

○竹中七郎君 それに関連いたしますが、全体に対して今までは一部制、例へば鉄道職員が何かやつてゐる踏切番といふのは一人でやつておつた。これが今の労働基準法によつて八時間制度になつたために三人でやらなければならぬ。そういう関係で、終戦後のいろ／＼な法律の関係だけで殖やさなければならぬといふ点と、六大都市もそうでありまして、特に殖えた。こういう点、どうしても殖やさなければならぬといふパーセンテージは、終戦前と終戦後とどれくらい違ふなければ、終戦前の警備をやるに對して現在ではどれだけあればいいか。これがなければ今の十万人といふのが十二万五千にもなつて、それで多い或いは少ないといふような議論が出て来るものと私は思ひます。そういう点をも

う少しはつきりとお知らせ願ひますとこの点につきましては我々はよくわかる。そうでないといふと終戦前は十萬か或いは九萬しかなかつた。今度は十二萬五千あるのに又殖やすといふのはおかしいやないかといふ私たちは感じがびんとするものであります。この点をどういふ問題でパーセンテージにした、或いはどうしても事務やその他においてやらなければならぬといふようなことも、もうちよつとお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(中川澤君) 国家地方警察のことについて申し上げます。大体現在国警の三萬人の警察官の中で、官庁の定時勤務は現在一週四十四時間勤務、これによりまして勤務いたしております者が丁度半数、一万六千八百人ばかり、それからそれを超過して五十時間内外の勤務をいたしております者が残りの一万五千人ばかりであります。

それと、特別に勤務制度によりまして増員の必要はない、そういう印象を持つたのであります。これは一応現在の労働基準法に基きまして割当てた数でありまして、例へばこの中で刑事などは、刑事は実際毎週四十四時間勤務の割当てに當つておる職権であります。が、四十四時間勤務で日が暮れてしまつたならば家へ歸るといふような刑事は現実にはありません。それから看守勤務あたりになりますと、八時間ずつ勤務いたしまして、これは四六時勤務でありますから三交代要るわけでありまして、そういう一人ずつではいけなくて二人勤務にいたしますと、そうして交代員、非番員等を考えますと、一警察署につきましては相当人数の警

察官を置かなければならぬわけになります。現在看守勤務の専任を置くわけに参りません。現在国家地方警察の看守任務に従事しております者が、一警察について一人半程度であります。留置人が多い場合には内勤巡査を廻し、或いは駐在所から引上げて看守に当らせるといふような状況で、実際勤務が非常に時間を超過して勤務してゐる、過勞の状況にある、さうに申上げるべきだと存じます。

○相馬助治君 私は議事進行について動議を出します。会期が本日で打ち切られます場合には休日のまゝいてこの委員会を再開することにしまして、それから会期が延長せられましてならばそのまゝ散会することにしまして、一応本日の審議を打ち切ることを希望いたします。

○委員(岡本愛祐君) 只今相馬君から休日の動議が出ましたが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岩本哲夫君 私は相馬君の御意見は非常に円満な御発言だと思ひますけれども、併し会期は三日になるか、或いは二日になるか、或いは五日になるか、或いはならないかもわからぬといふような状態なので、その会期の延長の日数次第によりまして、ちよつとそれに無條件に賛成するには行かない。そこで今時に休まなければならぬといふのは、あなたのほうの御都合によることが、連日お忙しいのであります。が、あれやこれやの重要協議はいずれも同じであります。で、そればかりに捉われるといふのもおかしいので、もう少し具体的な御協議はできないでしょうか。

をとめて。
〔速記中止〕
○委員(岡本愛祐君) 速記を始めます。
○石村幸作君 休憩といふのは、いつまで休憩ですか。
○委員(岡本愛祐君) 再開まで……
○相馬助治君 これは休憩にしておかないと、今日散会ということになると、会期が延びないといふこともあるのです。それでは皆さんのほうもお困りでしょう。そこで私はさういふふうに休憩にして置くといふことを言うのであります。
○安井謙君 相馬君の御発言に異議ありませんが、若し延長になつた場合、ぎり／＼までだら／＼やるのもどうかと思ひますので、この段取りだけは一つ今日なり明日なり至急つけて頂きたいと思ひます。
○委員(岡本愛祐君) 理事のかたにお諮りいたしますが、これを休憩時間におきまして、吉川理事もお差支えなければ、委員長理事の打合せを開きたいと思ひます。
○吉川末次郎君 会期延長せられるかしないかといふことが決定したときでいいでしょうか。
○委員(岡本愛祐君) それではこれで休憩いたします。
午後四時三十分休憩
〔休憩後開会に至らず〕
出席者は左の通り。
委員長 岡本 愛祐君
理事 堀 末治君
吉川 末次郎君
竹中 七郎君

委員

石村 幸作君

高橋進太郎君

安井 謙君

小笠原二三男君

相馬 助治君

西郷吉之助君

鈴木 直人君

岩木 哲夫君

石川 清一君

國務大臣

法務總裁 大橋 武夫君

大蔵大臣 池田 勇人君

政府委員

人事院事務總局長 岡部 史郎君

國家地方警察本部長官 齋藤 昇君

國家地方警察本部總務部長 加藤 陽三君

國家地方警察本部警務部長 中川 淳君

大蔵省主計局長 河野 一之君

事務局側

常任委員會專門員 福永與一郎君

常任委員會專門員 武井 群嗣君

昭和二十六年六月十三日印刷

昭和二十六年六月十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所